

新型コロナウイルスの発生に関する注意喚起（その 90）

令和 5 年 2 月 9 日

在シンガポール日本国大使館

1 2月9日、シンガポール保健省（MOH）は、安全管理措置、水際対策等について公表しました。詳細は以下の保健省HPをご確認ください。

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/singapore-to-exit-acute-phase-of-pandemic>

なお、主な内容は以下のとおりです。

- DORSCON レベルをイエローからグリーンに引き下げ（2月13日から）
- 公共交通機関におけるマスク着用義務を廃止（2月13日から）
- 感染時等の行動指針であるプロトコル1—3を廃止（2月13日から）
- COVID-19 治療費財源の切り替え（補助金からメディ・シールド・ライフ、メディ・セーブへ）（4月1日から）
- ワクチン未接種の短期渡航者を対象とした水際措置（出発前検査及び旅行保険の加入）の停止（2月13日から）

（1）年末年始の旅行が増えたこと、北半球が冬季であること、中国がゼロコロナ政策を廃止したことなどがあつた中ですが、シンガポールの COVID-19 の状況は直近数ヶ月安定しています。そのため、残り少ない COVID-19 対策を緩和し、COVID-19 のニューノーマルを定着させることができるようになりました。

（2）とはいえ、ウイルスは進化し続けるので、今後も繰り返し新しい感染の波が来ることが予想されます。したがって、COVID-19 のニューノーマルは静的なものではなく、必要に応じて対策を調整することになるでしょう。しかし、よほど危険で悪性の亜種でない限り、ニューノーマルから大きく逸脱しない適切なレベルの対策で今後の波を管理し、普通に生活し続けることができるはずで

世界情勢に関する最新情報

（3）世界的には、2022年12月下旬以降、COVID-19 の新規感染者数は減少傾向にあり、重症度の高いウイルス変異株は出現していません。北半球や中国での波も急速に収まってきています。当地では、輸入症例数の大きな増加は見られませんでした。WHO は最近、パンデミックが転換点に近づいていることを認め、世界的な COVID-19 の緊急事態がまもなく終了する可能性を示唆しています。国際的な状況が改善する中、最近、いくつかの国は COVID-

19 対策を緩和し、COVID-19 を風土病として扱うためのさらなる措置を示唆しています。

当地の状況についての最新情報

(4) 我が国の国民は高いレベルの免疫を獲得しており、重症の COVID-19 から十分に保護されています。人口の約 80%が最低限の防御を獲得しており、約半数が最新のワクチン接種を完了しています。また、多くの人々が過去の COVID-19 の波で感染しても回復しています。これにより、COVID-19 の感染によって重症化や死亡に至るリスクは非常に低くなり、インフルエンザや肺炎球菌感染症など、他の呼吸器系流行性疾患と同程度のリスクになっています。2023 年 1 月にかけて、COVID-19 に関連する 1 日の入院患者数は 100 人を下回り、集中治療室 (ICU) の COVID-19 関連患者数は 1 桁台で推移しています。

DORSCON をグリーンに引き下げ

(5) Disease Outbreak Response System Condition (DORSCON) の枠組みは、現在の疾病状況を示すものです。世界的・地域的な状況が安定していること、特にワクチン接種者においては病状が軽度であること、医療受容力や日常生活に与える影響が小さいことから、2023 年 2 月 13 日から現在の DORSCON レベルをイエローからグリーンに変更することにします。

コミュニティ対策の緩和

(6) 2023 年 2 月 13 日から、以下のとおりコミュニティ対策を段階的に緩和します。

マスク着用

(7) COVID-19 暫定規則が改定され、公共交通機関、屋内の医療・介護施設でのマスク着用が不要になります。

(8) ただし、医療・介護の現場や患者と接する屋内の場所での訪問者、スタッフ、患者に対するマスク着用の習慣は維持されます (詳細は付属書 A (<https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/default-document-library/annex-a16ee6f3df47e441bb2a7cee78779ea25.pdf>) および付属書 B (<https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/default-document-library/annex-bde6dd2d09ccf4c63b59f1ac9ee2c6ee8.pdf>) をご参照ください)。該当する施設としては、例えば、病院の病室、診療所、老人ホームなどです。これは一般的な感染症から患者と医療従事者をよりよく守るための措置であり、COVID-19 規則で義務付けられるものではなく、MOH が課す要件となる予定です。

(9) 医療機関以外にも、シンガポール食品庁が食品安全上の理由から食品取扱者にマスクや唾液ガードの着用を義務付けているように、他の当局もマスク着用を義務付ける可能性

があります。また、民間企業では、職場の安全衛生や事業継続の観点から、会社の方針としてマスク着用を維持することも可能です。

(10) マスク着用は、感染症のリスクを最小限に抑える効果的な方法であるため、一般の人々、特に高齢者や免疫不全の方々には、人混みや医療的弱者を訪問したり交流したりする際にマスクを着用するよう奨励します。また、COVID-19 やその他の呼吸器感染症の症状で体調の悪い方は、外出時にマスクを着用することを強くお勧めします。

改訂版健康勧告

(11) 2023 年 2 月 13 日より、感染時等の行動指針であるプロトコル 1—3 を廃止します。今後、体調不良者や感染者は、以下の一般的な勧告に従ってください。

・急性呼吸器感染症 (ARI) の症状がある医療的弱者 (高齢者や慢性疾患を持つ人など) 及び ARI の症状が重く、長引くか悪化している人は、医師の診察を受ける必要があります。COVID-19 の重症化リスクが高い人に対する最新の勧告は、こちら (<https://file.go.gov.sg/advisory-on-vulnerable-group-9feb2023.pdf>) からご覧いただけます。

・軽度の ARI 症状のある方は、症状が治まるまで自宅で安静にしてください。

・症状がある状態で外出する必要がある場合、または無症状でも COVID-19 が陽性である場合は、社会的責任を果たすべきであり、社会的交流を最小限にする、マスクを着用する、人混みを避ける、病院や老人ホームなどの脆弱な環境を訪問しない、高齢者など脆弱な人々と接触しないなどの対策を講じるべきです。

寮で生活する外国人労働者の公衆衛生対策

(12) 2023 年 3 月 1 日より、シンガポール労働省 (MOM) は、寮に住む外国人労働者に対する対策も、地域社会に対する新しい一般的な勧告と整合させる予定です。軽度の ARI 症状のある外国人労働者は、寮で回復するか、希望する場合は一次医療機関の診療所で受診することができます。COVID-19 の検査は、症状のある医療的弱者の方、または重度の ARI 症状のある方にのみ実施される予定です。また、COVID-19 陽性となった方は、COVID-19 回復施設に搬送する必要はなく、寮内で回復させることができます。より重い症状 (例: 息切れ、胸痛) のある方は、公的医療機関の救急部門に搬送されます。

(13) 2022 年初めから、外国人労働者は自由に寮を出て、コミュニティエリアを訪れることができるようになりました。人気スポットパスは、日曜・祝日に指定された 4 つの人気スポットでの混雑を管理するための時限的な措置です。このような対策を講じてきたところ、パスは十分に流通しており、コミュニティへの訪問を阻まれた方は発生しませんでした。

DORSCON レベルの引き下げに伴い、2023 年 2 月 13 日から人気スポットパスは廃止されます。

TraceTogether (TT) と SafeEntry (SE) の緩和

(14) パンデミックの急性期には、TT と SE は、接触者の追跡を強化し、コミュニティの安全管理措置の実施を可能にすることで、大きな役割を果たしました。直近数ヶ月、パンデミックの状況が安定するにつれ、政府は TT と SE を徐々に縮小してきました。現在では、感染者に TT データの提出を求めることはなくなり、SE データは収集されなくなっています。今般、MOH は TT と SE の識別可能なデータをサーバーとデータベースからすべて削除しました。

(15) ただし、2020 年 5 月の殺人事件に関わる TT データは、無期限に保持されます。これは、殺人事件のような重大事件では特に必要で、事件終了後何年も経ってから有罪判決や量刑に異議を唱える法的申請がなされることがあり、シンガポール警察 (SPF) はデータの開示義務を負う可能性があるためです。

(16) しかし、より危険な新種が発生した場合に備えて、TT システムと SE システムの両方を再稼働できる状態にしておくことは有用です。この目的のために、名前、ビジネス UEN、携帯電話番号などの登録詳細はシステムに保持され、個人と企業が TT と SE の設定と再登録を行う際の手順を最小限に抑えることができますようにします。

(17) 一般の方は TT アプリをアンインストールすることができ、企業の方は SE (ビジネス) アプリをアンインストールすることができます。TT アプリと SE (ビジネス) アプリは、App Store、Google Play Store、Huawei AppGallery で引き続き利用でき、必要に応じてすぐに再稼働することができます。

(18) 2023 年 2 月 13 日から 3 月 12 日まで、TT トークンの返却運動を実施します。一般の方は、108 のコミュニティクラブ/センター (CC) に設置される TT トークン カウンターでトークンを返却することができます。万が一、デジタル・コンタクト・トレースが再開された場合、トークンをリサイクルし、必要な人に配布することができるよう、返却を強くお願いします。

COVID-19 の資金調達スキームの定期化

(19) COVID-19 を風土病と位置づけ、パンデミック補助金をさらに縮小し、COVID-19 の検査・治療に対する財政支援を他の急性疾患と整合的なかたちで実施します。このため、2023 年 4 月 1 日から以下の変更が実施される予定です。

a) 病院および COVID-19 治療施設 (CTF) : シンガポール国民、永住者、長期パス保持者を含

むすべての患者が、ワクチン接種の状況に関わらず、COVID-19 治療のために病院または CTF を訪れる場合、100%の補助金が支給されなくなります。代わりに、通常の医療セーフティネットである政府補助金、メディ・シールド・ライフ、メディ・セーブが国民と永住者に適用され、医療費を負担します。私たちは、低所得のシンガポール国民に、医療費が手頃になるように経済的支援が受けられることを保証したいと考えています。

b) 地域隔離施設 (CIFs) : インフルエンザや水疱瘡など他の風土病に CIF が必要ないように、COVID-19 にも CIF は不要になります。しかし、正当な理由で自己隔離を希望する COVID-19 患者のために、一部の CIF を維持する予定です。ただし、すべての入居者には滞在費が請求されます。CIF は医療施設ではないので、国民や永住者であっても、政府補助金やメディ・シールド・ライフ、メディ・セーブを利用して料金を支払うことはできません。

c) 一次医療施設 (ポリクリニックと GP クリニック) : すべての患者は、現行の補助金に従って、COVID-19 検査の費用を支払う必要があります。

(20) COVID-19 ワクチンと治療薬 : COVID-19 ワクチンと COVID-19 経口抗ウイルス薬は、追って通知があるまで、公立病院の外来 (プライマリーケアを含む) 及び介護施設において、適格患者に対して全額補助されます。これは、これらが重症化や入院を避けるための重要な予防措置や治療法であり、COVID-19 とともに生きるための重要な要素であることに変わりはないためです。さらに、免疫不全者や何らかの合併症を持つ人など、COVID-19 の重症化リスクが高い患者は、医師から無料の遠隔医療支援の紹介を受けることができます。

水際措置の緩和

(21) 私たちは、2022 年 4 月にワクチン接種を条件とした渡航枠組み (VTF) を立ち上げ、安全な海外渡航の再開を促進しました。世界の COVID-19 の状況が安定し改善していること、輸入症例が私たちの医療能力に与える影響が少ないことを踏まえ、私たちは現存する COVID-19 水際措置を停止する予定です。2023 年 2 月 13 日以降、シンガポールに入国する完全なワクチン接種を受けていない渡航者についても、出国前検査の陰性証明の提示が不要になります。完全なワクチン接種を受けていない短期滞在者は、COVID-19 の旅行保険に加入する必要がなくなります。ただし、新たな重症例や輸入症例によってシンガポールの医療能力が圧迫される兆候など、懸念される国際的な進展があった場合に再稼働できるように VTF 自体は存続します。

(22) MOH は、黄熱病、中東呼吸器症候群、エボラ出血熱など、懸念される他の感染症についても引き続き渡航者のスクリーニングを行っています。空路または海路でシンガポールに入国するすべての旅行者 (シンガポール居住者を含む)、および陸路で入国する短期滞在者は、引き続き SG アライバルカードの電子サービスを通じて健康申告書を提出する必要があります。旅行者は、シンガポール入国前に ICA のウェブサイトでも最新の水際措置を確認

することをお勧めします。

COVID-19 と共存するための第一の防衛としてのワクチン接種

(23) ワクチン接種は、COVID-19 に対する私たちの第一の防衛線です。私たちの高いワクチン接種率は、COVID-19 の相次ぐ波を乗り切り、社会の回復力を高め、医療機能を守り、今日の COVID-19 に関する状況に到達するために極めて重要でした。私たちの高い回復力や COVID-19 のニューノーマルへの移行を踏まえ、COVID-19 ワクチン接種に関する専門家委員会 (EC19V) はワクチン接種ガイドラインを見直しました。MOH は、以下のとおり更新された勧告に同意します。

- a. 5 歳以上のすべての人は、少なくとも最低限の防御 (mRNA または Novavax ワクチンの 3 回接種、またはシノバックワクチンの 4 回接種) を達成する必要があります。
- b. COVID-19 による重症化リスクが高い人、すなわち 60 歳以上の人、医療的弱者、高齢者施設居住者は、前回のブースター接種から 1 年前後でブースター接種を受けることが推奨されます。今年、ブースター接種の対象となった方は、ぜひ接種をお願いします。
- c. 12 歳から 59 歳までの健康な人が重症化する危険性は低いものの、予防効果を高めるために、前回のブースター接種から約 1 年後にブースター接種の機会を提供します。
- d. 5 歳から 11 歳の人は、引き続き最低限の防御を達成することが推奨されます。現時点では、これ以上の追加接種の推奨も資格もありません。
- e. 生後 6 か月から 4 歳の子供には、引き続きモデルナ／スパイバックス の 2 回接種またはファイザー・ビオンテック／コミナティの 3 回接種が推奨されます。現時点では、これ以上の追加接種の推奨も資格もありません。

(24) 前述のとおり、国家ワクチン接種プログラムによる COVID-19 ワクチン接種は、すべてのシンガポール国民、永住者、長期パス保持者、一部の短期パス保持者に対して引き続き無料で提供されます。COVID-19 予防接種の対象者はすべて、共同検査・予防接種センター、参加公衆衛生準備診療所、ポリクリニック、予防接種センターで予約を取ることができます。

(25) 高齢者が便利に予防接種を受けられるようにする継続的な努力の一環として、引き続きモバイル接種チーム (MVT) をハートランド地域に配備します。2023 年 2 月 15 日から 4 月 2 日の間、3 日間ずつ、複数のハートランド地域に MVT を派遣します。MVT の実施場所とスケジュールの全リストは、<https://gowhere.gov.sg/>で継続的に更新されます。

(26) MOH は、EC19V の助言のもと、今後、必要に応じてワクチン接種の推奨事項を更新していきます。

永住権、長期パス、就労パス取得のためのワクチン接種要件は従来通り

(27) 新規の永住権、長期パス、就労パスの申請、及び建設・海洋造船・プロセス部門の一部のワークパーミット保持者と S パス保持者、または寮に居住する外国人労働者のパスの更新に対する COVID-19 ワクチン接種要件は、全国の高いレベルのワクチン接種率を維持するために引き続き実施される予定です。2023 年 4 月 1 日以降、COVID-19 から回復したばかりの人は、COVID-19 ワクチン接種の要件から一時的に免除されることはありません。申請者は、申請前に ICA および MOM のウェブサイトにて最新の要件を確認することをお勧めします。

関係省庁タスクフォースの休止について

(28) COVID-19 に対して政府全体で迅速かつ協調的な対応を行うため、2020 年 1 月に関係省庁タスクフォース (MTF) が招集されました。DORSCON レベルの引き下げに伴い、MTF は休止し、保健省が COVID-19 の状況管理を行う予定です。ただし、状況が著しく悪化した場合には、適切な多機関連携による危機管理体制を再稼働させる予定です。

警戒の継続

(29) MOH は、COVID-19 の状況を引き続き注視していきます。国内症例および輸入症例の継続的な監視と、GISAID などの国際的なパートナーシップを通じて、感染性や重症度がより高い新たな変異株について早期警告シグナルを提供していきます。

(30) 私たちはまた、医療受容力を引き続き監視していきます。もし、医療受容力が低下している兆候や、より危険な新型インフルエンザが発生した場合には、DORSCON のレベルを変更し、コミュニティ対策や水際措置を急遽再開しなければならないかもしれません。また、国民を守るために、緊急にブースター接種を行う必要があるかもしれません。その際には、過去 3 年間と同様、シンガポールの皆さんが一丸となって、新たな脅威に立ち向かっていくことを期待しています。

COVID-19 との闘いを振り返って

(31) 私たちは COVID-19 に対する長い活動を行い、より備えがあり、回復力があり、団結した国として、COVID-19 による死亡率が世界で最も低い国の 1 つとなっています。私たちは、シンガポール国民全員が、自分自身と他者の安全を守るために役割を果たし、ワクチン接種、マスク着用、良好な衛生習慣の採用など、COVID-19 感染予防のための社会的責任を果たしていることに感謝します。私たちは、シンガポールの人々がこれらの良い習慣を継続することを奨励します。

(32) 私たちは、COVID-19 との戦いの最前線に立ち、過去 3 年間のパンデミック対応活

動を、常に支えてくれた医療従事者に深く感謝します。また、政策や計画の策定、調達や物流、実施や関与、そしてあらゆる後方支援業務など、COVID-19 との戦いに貢献されたすべての方々に深く感謝いたします。

(33) 私たちは、過去3年間のCOVID-19との格闘の経験を振り返っています。この経験から学び、シンガポールが将来のパンデミックに対応できるようにします。

2 シンガポールから日本に入国する際には、新型コロナウイルス感染が疑われる症状がある帰国者・入国者を除き、入国時検査が行われません。ただし、全ての帰国者・入国者について、(1) ワクチン接種証明書(3回)又は出国前72時間以内に受けた検査の陰性証明書のいずれか及び(2) 質問票の提出が求められます。

(※) 18歳未満のお子様については、有効なワクチン接種証明書を保持する同居する親等の監護者が同伴し、当該お子様の行動管理を行っている場合に限り、特例的に有効な接種証明書を保持していなくても保持している者として取り扱い、出国前72時間以内に受けた検査の陰性証明書の提出は免除されます(接種証明書を保持していない18歳未満のお子様は単独で入国する場合には、本措置の適用は認められません。)

3 日本入国の際はファストトラックをご活用ください。

Visit Japan Web : <https://vjw-lp.digital.go.jp/>

4 日本国政府の新型コロナウイルス感染症対策などは、以下ホームページをご参照ください。

●首相官邸ホームページ

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

●外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

●厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

●厚生労働省検疫所ホームページ

<https://www.forth.go.jp/news/20200129.html>

このメールは在留届及び、たびレジに届けられたメールアドレスへ自動的に配信されております。

在シンガポール日本国大使館

TEL : 6235-8855

FAX : 6733-5612

E-mail : ryoji@sn.mofa.go.jp

https://www.sg.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html